

新型コロナウイルス感染症対策本部 第28回本部員会議  
知事メッセージ（令和3年2月8日）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の1都2府7県の緊急事態宣言が3月7日まで延長されました。

緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、これまで同様、不要不急の帰省や旅行など、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

その他の感染が拡大している地域との往来についても、慎重な判断をお願いします。

「感染が拡大している地域」に関する情報は、県のホームページに掲載しています。他の都道府県との往来に当たっては、移動先の感染状況に注意してください。

県内の感染状況は、2月に入り宮古市でクラスターが確認されていますが、本日（2月8日）現在で、人口10万人当たりの直近1週間の新規患者数が1.5人、確保病床使用率は8%となっており、医療提供体制が直ちにひっ迫する状況ではなく、ステージⅢの状況ではありません。

引き続き、発熱、咳等の体調不良時には、「かかりつけ医」「受診・相談センター」に電話相談の上、早期に医療機関を受診し、検査を受けていただきますようお願いいたします。

そして、新型コロナウイルス感染症以外の健康管理も大切です。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを恐れて、がん検診などの健康診断や医療機関の受診を控えることによる病状の悪化も懸念されます。健診会場や医療機関では、換気や消毒などでしっかりと感染予防対策をしていますので、安心して受診していただきますようお願いいたします。

令和3年2月8日  
岩手県知事 達増 拓也